

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------------------------|---|-----------|---------------------------------------|---------------|---|---------------------------------|------------|---------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 試験用供試品（銃撃・静爆）の製造 1式 | 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 | 令和6年5月16日 | (株)小松製作所 東京都港区海岸1丁目2番20号 | 1010401010455 | 本件の履行にあたっては、IM試験用供試品及び91式105mm多目的対戦車りゅう弾に関する知識及び技術を有していること、また火薬類取締法及び武器等製造法に基づく製造許可をうけていることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項) | 同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない | 16,541,800 | - | | | | | |
| 車両振動試験装置の点検・整備 1件 | 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 | 令和6年5月16日 | 三菱重工機械システム(株) 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号 | 2140001013316 | 本件の履行にあたっては、車両振動試験装置の設計・製造に関する知識及び機器の動作状況を確認できる技術が必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項) | 36,847,800 | 36,300,000 | 98.51% | | | | | |
| 高感度遠隔計測技術の実環境への適用性に関する検討 役務 1件 | 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 | 令和6年5月22日 | (株)四国総合研究所 香川県高松市屋島西町2109番地8 | 7470001001852 | 本件の履行にあたっては、共鳴ラマン散乱、共鳴蛍光等を計測原理とする遠隔計測技術に関する知見及び実験計測技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項) | 74,431,500 | 74,316,000 | 99.84% | | | | | |
| 水中弾の水面突入シミュレーション検討作業 1件 | 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 | 令和6年5月23日 | アドバンスソフト(株) 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 | 6010401058102 | 本件の履行にあたっては、気液二相流解析コード拡張検討作業で実施したキャビテーションに関する知識及び技術を有していることまた、数値計算ソフトウェア(Advance/FOCUS-i)に関する知識及び技術が必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項) | 3,927,000 | 3,927,000 | 100.00% | | | | | |
| PRODASソフトウェアのライセンス追加作業 1件 | 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 | 令和6年5月27日 | (株)ノビテック 東京都渋谷区恵比寿1丁目18番18号 | 8011001039795 | 本件の履行にあたっては、PRODASソフトウェアのライセンス追加に関する権利及び技術的知識を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項) | 4,029,300 | 4,029,300 | 100.00% | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。